

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	なは商人塾の使用許可		
根拠法令及び条項	なは商人塾条例第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) なは商人塾条例第3条、第4条及び第6条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成7年3月31日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があつたにの翌日から起算して3~8日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年1月13日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	経済観光部 なはまち振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(事業)

第3条 商人塾は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 経営に関する研修会、講習会等の開催
- (2) 経営に関する各種相談並びに情報の収集及び提供
- (3) 展示、研修、研究、会議等のための便宜の提供
- (4) その他第1条の目的達成のため必要な事業

(事業の対象となるもの)

第4条 前条の事業の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 本市内の商業者
- (2) 産業経済団体
- (3) 関係行政機関
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(使用許可)

第5条 第3条第3号の規定に基づき、商人塾の施設及び附属設備を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しない。

- (1) 物品の販売、有料研修会の開催等営利を直接の目的とするとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設及び附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が使用を不相当と認めるとき。